平成
終成
正二
平成二十年
法律第
号
（平成二十年九月十日
条約第
号）

標準貨物自動車運送約款

目次

第一章　総則
　第一節　通則（第一条・第二条）
　第二節　運送業務等
　　第一款　通則（第三条―第五条）
　　第二款　引受け（第六条―第十六条）
　　第三款　運賃等の収受（第十七条―第二十五条）
　　第四款　運送の中止及び引渡し（第二十六条―第三十六条）
　　第五款　損害賠償（第三十七条―第四十一条）
　　第六款　事故（第四十二条―第四十五条）
　　第七款　運賃及び料金（第四十六条―第五十七条）
第二章　附帯業務（第五十八条―第六十一条）
附則

第一章　総則

第一節　通則

（事業の種類）

第一条　当社は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当社は、特別積合せ貨物運送事業を行います。

3　当社は、貨物利用運送事業を行います。

4　当社は、貨物自動車運送代理店業を行います。

（運用範囲）

第二条　この約款は、当社が引き受ける一般貨物自動車運送事業に関する当社と荷送人との運送契約（以下「運送契約」といいます。）の締結及び履行について適用します。

2　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

第二章　運送業務

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当社は、当社の受付日時を定め、あらかじめ公示します。

2　前項の受付日時を変更するときは、あらかじめ公示します。

（運送の委託）

第四条　当社は、貨物の運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでありません。

（引受拒絶）

第五条　当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　運送契約の締結、履行又は解除について、法令の規定により条件を付されている場合において、その条件を具備しないとき。

二　当該運送が当社の営業の範囲外であるとき。

三　当該運送が当社に過大の負担を与えるとき。

四　その他当社の業務上支障があるとき。

2　当社は、荷送人が前項の規定による拒絶に応じないときは、法令又は一般の慣習に反しないかぎり、その申込みの運送契約の締結を拒絶することができます。

3　当社は、荷送人が第一項の規定による拒絶に応じないときは、法令又は一般の慣習に反しないかぎり、その申込みの運送契約の締結を拒絶することができます。

4　当社は、貨物自動車運送代理店業を行います。

（運用細則）

第六条　この約款の実施に関する細則は、当社が別に定めます。

第二節　引受け

（貨物の種類及び性質の確認）

第七条　荷送人は、貨物の種類及び性質について、当社の請求があったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを要します。

2　当社は、前項の場合において、荷送人が明告をしないとき、又は不実の明告をしたときは、その貨物の種類及び性質を確認することができます。

（引受禁止物品）

第八条　当社は、次の各号の一に該当する物品については、運送の引受けをしません。

一　法令により運送を禁止されている物品

二　危険品、不潔品その他運送により他の貨物を汚損するおそれがある物品

三　動植物。ただし、特別の設備をした場合又は当社が承諾した場合は、この限りでありません。

（運送の申込み）

第九条　この約款による運送を申し込もうとする荷送人は、次に掲げる事項を記載した書面を当社に提出しなければなりません。

一　貨物の種類、性質、容積、個数及び重量

二　荷造りの種類及び荷印

三　発地及び着地

四　発日及び着日

五　運賃、料金及び立替金の額

六　荷送人の氏名又は名称及び住所又は連絡先

七　荷受人の氏名又は名称及び住所又は連絡先

八　その他必要な事項

2　荷送人は、前項の書面に代えて、当社の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次項に規定する電磁的記録を相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法をいいます。）により同項の書面に記載すべき事項を当社に提供することができます。この場合において、当該荷送人は、当該書面を当社に提出したものとみなします。

3　前項の電磁的方法は、当社の使用に係る電子計算機の映像面に表示された事項について、荷送人が当該事項を書面に出力することができるものでなければなりません。

（運送の申込みの変更）

第十条　荷送人は、運送の申込みを変更しようとするときは、当社に対し、その旨を通知しなければなりません。

2　当社は、前項の通知があったときは、運送の引受けをしません。

（運送の申込みの撤回）

第十一条　荷送人は、運送の申込みを撤回しようとするときは、当社に対し、その旨を通知しなければなりません。

2　当社は、前項の通知があったときは、運送の引受けをしません。

3　荷送人は、第一項の通知があったときは、当社に対し、運送の申込みの撤回によって当社に生じた損害を賠償しなければなりません。

（運送の引受け）

第十二条　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、運送の引受けをしなければなりません。

2　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、次に掲げる事項を荷送人に対し、明示しなければなりません。

一　運賃、料金及び立替金の額

二　荷造りの種類及び荷印

三　発地及び着地

四　発日及び着日

五　荷送人の氏名又は名称及び住所又は連絡先

六　荷受人の氏名又は名称及び住所又は連絡先

七　その他必要な事項

3　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を確認しなければなりません。

4　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、その貨物の容積又は重量を確認しなければなりません。

5　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、その貨物の個数を確認しなければなりません。

（運送の引受けの拒絶）

第十三条　当社は、荷送人が前条第二項の規定による明示を拒絶したときは、運送の引受けをしません。

2　当社は、荷送人が第七条第一項の規定による貨物の種類及び性質の明告をしないとき、又は不実の明告をしたときは、運送の引受けをしないことができます。

3　当社は、荷送人が第七条第二項の規定による貨物の種類及び性質の確認に応じないときは、運送の引受けをしないことができます。

（引受禁止物品の変更）

第十四条　当社は、荷送人が第八条の規定により運送の引受けをしない物品を運送しようとするときは、その旨を荷送人に対し通知しなければなりません。

2　当社は、荷送人が前項の通知をしないで前条第一項の規定による明示をしないで運送の引受けをしない物品を運送しようとするときは、その運送の引受けをしないことができます。

（運送の引受けの義務）

第十五条　当社は、荷送人から第八条の規定により運送の引受けをしない物品以外の貨物の運送の申込みがあったときは、運送の引受けをしなければなりません。

2　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、その貨物を運送することができない場合又は第二十三条第二項各号に掲げる場合を除いて、運送の引受けをしなければなりません。

（運送の引受けの拒絶）

第十六条　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、前条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、運送の引受けをしないことができます。

一　荷送人が運賃、料金又は立替金の支払いに関する当社との約束を履行しないとき。

二　荷送人が第十一条第二項の規定による撤回に応じないとき。

三　荷送人が第十二条第二項第七号の規定による明示をしないとき。

四　荷送人が第十二条第三項から第五項までの規定による確認に応じないとき。

五　荷送人が第十二条第六項の規定による明示をしないとき。

六　荷送人が第十三条第一項の規定による拒絶に応じないとき。

七　荷送人が第十三条第二項の規定による確認に応じないとき。

八　荷送人が第十三条第三項の規定による拒絶に応じないとき。

九　荷送人が第十三条第四項の規定による拒絶に応じないとき。

十　荷送人が第十三条第五項の規定による拒絶に応じないとき。

十一　運送の引受けをしないことについて、やむを得ない事由があるとき。

2　当社は、荷送人が前項の規定による拒絶に応じないときは、その旨を荷送人に対し通知しなければなりません。

（運送の引受けの義務）

第十七条　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、その貨物の運送を行います。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでありません。

（運送の変更）

第十八条　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、その貨物の運送を行うために必要な限度において、運送の経路又は方法を変更することができます。

2　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、その貨物の運送を行うために必要な限度において、運送の順序を変更することができます。

（運送の再委託）

第十九条　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、その貨物の運送の全部又は一部を他の運送事業者に委託することができます。

2　当社は、荷送人から運送の申込みがあったときは、その貨物の運送の全部又は一部を自己の運送事業者に委託することができます。

（荷送人の責任）

第二十条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送に関し、次に掲げる責任を負います。

一　荷送人の故意又は過失により当社が受けた損害

二　荷送人の故意又は過失により当社が他人に与えた損害

三　荷送人の故意又は過失により他人が当社に与えた損害

（荷送人の通知義務）

第二十一条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の通知義務）

第二十二条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の通知義務）

第二十三条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第二十四条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第二十五条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第二十六条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第二十七条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第二十八条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第二十九条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第三十条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第三十一条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第三十二条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第三十三条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第三十四条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第三十五条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第三十六条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第三十七条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第三十八条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第三十九条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第四十条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第四十一条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第四十二条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第四十三条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第四十四条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第四十五条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第四十六条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第四十七条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第四十八条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第四十九条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第五十条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第五十一条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第五十二条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第五十三条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第五十四条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第五十五条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第五十六条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第五十七条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第五十八条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第五十九条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第六十条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第六十一条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第六十二条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第六十三条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第六十四条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第六十五条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第六十六条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第六十七条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第六十八条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第六十九条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第七十条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第七十一条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第七十二条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第七十三条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第七十四条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第七十五条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第七十六条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

（荷送人の責任）

第七十七条　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の手続を要するときは、その手続に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会うときは、その検査に関する事項を当社に対し通知しなければなりません。

3　荷送人は、貨物の運送に関し、法令の規定により必要とされる官公署の検査に立ち会わないときは、その検査に関する事項を当社に対し通